

社会福祉法人 赤い鳥保育会

監査報告書

社会福祉法第 40 条にもとづき、社会福祉法人赤い鳥保育会の平成 28 年度の監査を行ったところ、下記のとおり不整の点はないことを承認する。

記

1, 理事の業務執行の状況

イ、 理事会は、年度内に 3 回行われ、事業は計画に従い実施された。

又、理事は、施設の行事などにも参加して、実態の理解・把握に務め、業務執行の状況は適正であると認める。

ロ、 監事も、理事会及び保育園行事に出席し、執行状況を認識している。

2, 社会福祉法人の経理・財産の状況

本部経理区分、各施設経理区分共に、原則的に事業計画に伴う予算に基づき執行され、管理も特に問題無い。

決算の状況も、別紙報告書のとおり、相違無いことを承認する。なお、平成 29 年 3 月 31 日現在における純資産は、別紙のとおり、金 2, 113, 435, 477 円であるので、社会福祉法第 28 条により、資産総額の変更登記を速やかに行われたい。

平成 29 年 5 月 23 日

監事 中川清志



監事 藤尾了径



社会福祉法人 赤い鳥保育会

理事長 山中 敦彦 殿